

狂犬病予防法の特例制度に参加します

問い合わせ
市民環境部環境政策課環境推進係
TEL027-382-1111(内線1883)

狂犬病予防法特例制度

令和4年6月1日に施行された動物愛護管理法により、犬猫等販売業者に対するマイクロチップ装着が義務付けられ、それに伴い「狂犬病予防法の特例制度」が新設されました。

市は、令和7年4月1日から、特例制度へ参加します。

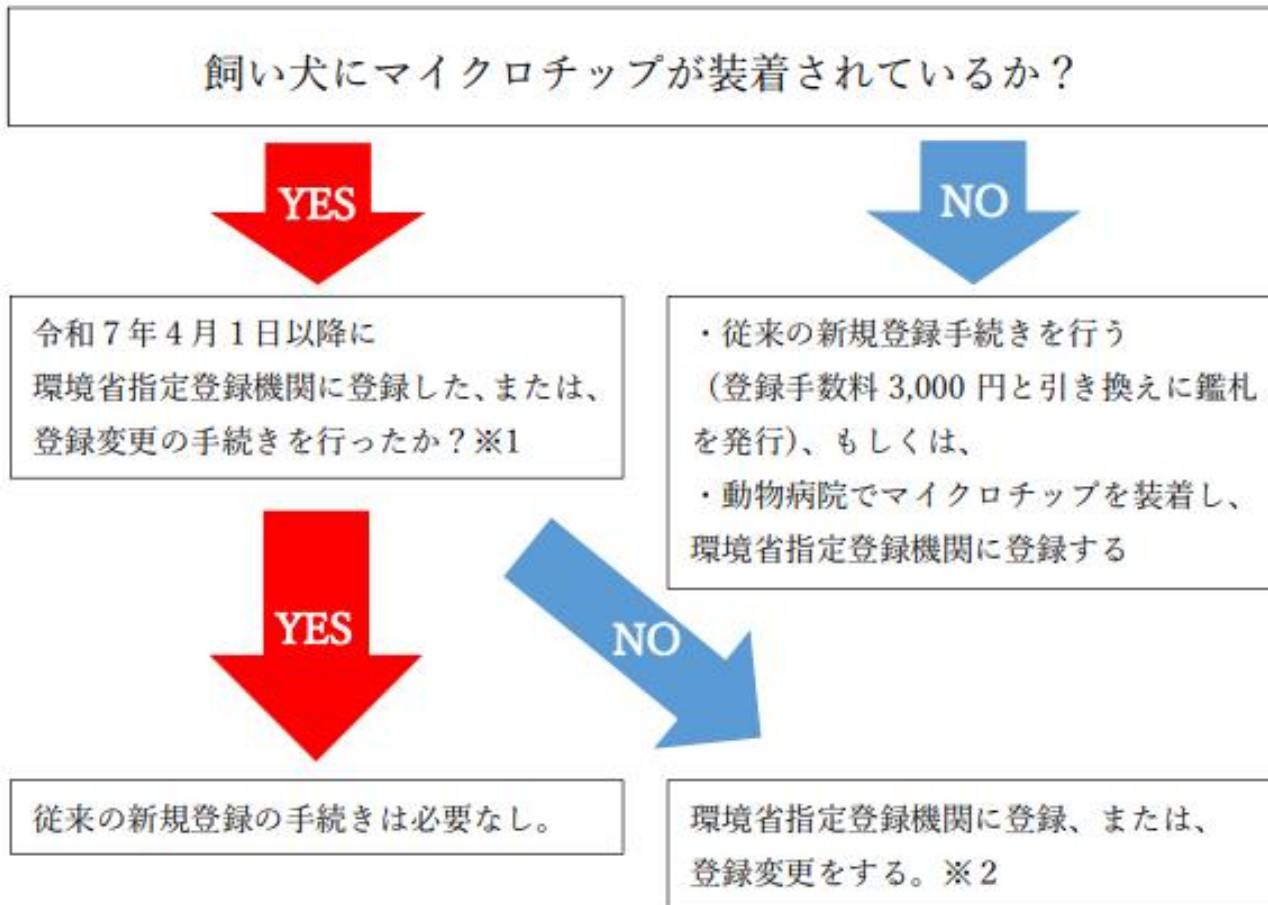


鑑札・登録料について

特例制度に参加すると、マイクロチップが装着され、環境省指定登録機関に登録した犬は、マイクロチップが鑑札とみなされ、窓口での手続きが不要になります。この場合、従来の登録手数料3,000円も不要、マイクロチップが鑑札とみなされるため鑑札は交付されません。

※狂犬病予防注射済票は特例制度に関わらず交付が必要。
交付を受け、首輪等へ着用する必要があります。

マイクロチップ有無での流れ



※1) 令和7年4月1日以前に環境省指定登録機関に登録した場合は、犬の誕生日が令和6年12月31日以降であれば、従来の新規登録の手続きは必要ありません。犬の誕生日が令和6年12月30日以前であれば、従来の新規登録が必要です。

※2) 狂犬病予防注射の接種は、環境省指定登録機関に登録後に行ってください。